

読んでみよう 解いてみよう
さん太のワークシート

環境省と経済産業省は、使い捨てプラスチック製品12品目について、提供している事業者に削減を義務付ける方針を固めました。記事を読み質問に答えましょう。

スプーン、歯ブラシ、くし
プラ12品 削減義務化

環境、経済産業両省は、プラスチックごみ削減を目的とした新法に基づいて、スプーンや歯ブラシ、くしなど使い捨てプラ製品12品目の提供削減を事業者に義務付ける方針を固めた。提供量が多い事業者が対象。有料化や受け取り辞退者へのポイント還元などから具体策を選ぶよう求める。新法の施行は来年4月1日とする予定。

有料提供も 来年4月 政府方針

23日に開く有識者会議に示し、秋にも関連の政省令を定める。これまで無料で提供されていたプラ製品の多くが影響を受けそうだ。コンビニで弁当を購入した際にスプーンを無料を受け取れなくなったり、ホテルの客室に歯ブラシが常備されず、希望者だけに提供されたりといったことが想定される。消費者の負担増につながる可能性があり、国には削減の意義について丁寧な説明が求められる。

ナイフ、マドラー、ストローク、ヘアブラシ、カミソリ、シャワー用キャップ、ハンガー、衣類用カバー(12品目)が対象となる。削減策は、繰り返し使用できる製品の提供や、再生素材への転換も選択できる。接客時に消費者に必要なかどうか確認することや、繰り返し使うよう促すことも認める。義務付け対象事業者の取り組みが不十分な場合、改善勧告や命令を出す。

新法は「プラスチック資源循環促進法」。プラ製品削減のほか、家庭から出るプラごみの一括回収を市区町村の努力義務とする規定も設けた。

事業者に削減を求める
 使い捨てプラスチック製品

フォーク、スプーン、ナイフ、マドラー、ストロー、ヘアブラシ、くし、カミソリ、シャワー用キャップ、歯ブラシ、ハンガー、衣類用カバー(12品目)



8月23日付、山陽新聞1面 (共同通信配信)

Q1 ★★☆☆

来年4月から、事業者に削減が求められる予定の使い捨てプラスチック製品12品目は、何でしょうか。記事や表から抜き出しましょう。

Q2 ★★☆☆

新しい法律では、使い捨てプラ製品を減らすために、事業者にどのような対策を取るよう求めることにしていますか。第1、5段落から読み取りましょう。

Q3 ★★☆☆

私たちの身の回りには、プラスチック製品がたくさんあります。家の中で探してみましょう。

プラごみを減らすため自分たちができることを考えてみよう



★の数は問題の難易度を表しています。